令和3年1月

定例総会議事録

松本市農業委員会

令和3年1月 松本市農業委員会 定例総会 議事録

- 1 日 時 令和3年1月29日(金)午後1時30分から午後2時59分
- 2 場 所 議員協議会室
- 3 出席農業委員 21人 1番 青木 秀夫 2番 中條 幸雄

3番 竹島 敏博 4番 百瀬 道雄

5番 中川 敦 7番 小林 弘也

 8番 河西 穂高
 9番 丸山 茂実

10番 岩垂 治 11番 窪田 英明

13番 田中 悦郎 14番 栁澤 元吉

15番 長谷川直史 16番 河野 徹

17番 濵 博 18番 前田 隆之

19番 橋本 実嗣 21番 波多腰哲郎

22番 三村 晴夫 23番 塩野﨑道子

24番 二村 喜子

- 4 欠席農業委員 4人 6番 金子 文彦 12番 塩原 忠
 - 25番 上條信太郎 26番 堀口 崇
- 5 出席推進委員 なし
- 6 議 事(農地に関する事項)
 - (1) 議 案
 - ア 農用地利用集積計画の決定の件…………(議案第169号~第173号)
 - イ 農地法第3条の規定による許可申請許可の件…… (議案第174号~第179号)
 - ウ 農地法第4条の規定による許可申請承認の件…… (議案第180号、第181号)
 - エ 農地法第5条の規定による許可申請承認の件…… (議案第182号~第185号)
 - オ 相続税の納税猶予の適格者証明願承認の件…… (議案第186号)
 - オ 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件

…… (議案第187号、第188号)

- (2) 報告事項
 - ア 非農地証明の交付状況の件
 - イ 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件
 - ウ 認定電気事業者の行う中継施設等の設置に伴う届出の件
 - エ 農地法第3条の3第1項の規定による届出の件
 - オ 農地法第4条の規定による届出の件
 - カ 農地法第5条の規定による届出の件
 - キ 農地法第4条の規定による農業用施設届出の件
- 7 議 事(その他農業委員会業務に関する事項)

(1) 議 案

令和2年度農地賃貸借料に関する情報提供について…… (議案第189号)

(2) 協議事項

令和2年度利用意向調査結果に基づく対応について

- (3) 報告事項
 - ア 旅行積立金の清算について

イ 主要会務報告並びに当面の予定について

8 その他

9	出席職員	農業委	員会事務局	局	長	山田	賢司
			IJ	局長	補佐	板花	賢治
			IJ	局長	補佐	川村	昌寛
			IJ	主	查	髙橋=	广恵子
			IJ	主	查	中野	雅年
			IJ	主	事	大島0	つぞみ
			JJ	主	事	保科	黄
			IJ	事	務 員	増澤	千尋
		農政	課	主	任	羽入日	日未咲
			JJ	主	事	宇治	樹
	西部農林課			主	查	辻	茂希

- 10 会議の成立 農業委員会等に関する法律第27条第3項により成立
- 11 会長あいさつ 小林会長
- 12 議長就任 松本市農業委員会総会会議規則第3条により小林会長が議長に就任
- 13 議事録署名委員の指名及び書記の任命

〔議事録署名委員〕 16番 河野 徹 委員

17番 濵 博 委員

〔書記〕板花局長補佐、川村局長補佐

14 会議の概要

議 **長** それでは、次第に沿って、まず農地に関する事項から議事を進めてまいります。

初めに、議案第169号から173号 農用地利用集積計画の決定の件についてを上程をいたします。

別冊の総会資料を手元にご準備をいただきます。

それでは、議案に掲載されております新規就農者について、まず事務局からの説明をしていただきます。

增澤事務員。

増澤事務員

農業委員会事務局、増澤でございます。

今月の新規就農者についてご説明させていただきます。

着座にて失礼いたします。

表紙裏面をご覧ください。

今月の新規就農者は1名です。〇〇〇〇〇さん、住所地、農地所在地ともに和田、1筆、4,543.68平米を借入れ予定です。就農目的は自家消費を中心とした農業で、栽培予定は野菜と伺っております。農業従事者は本人のみ、議案2ページ、19番、20番と5ページの1番に該当いたします。署名は長谷川農業委員にいただいています。

説明は以上です。

議長

地元の農業委員、長谷川委員さんから補足説明ありましたら、お願いします。

長谷川農業委員

農業後継者ということで、おやじさんがもう85くらいになって、あとできないもんですから、本人勤めていますけれども、新規就農者ということでやりたいということで、よろしくお願いします。

議長

ありがとうございました。

続きまして、農政課から議案の説明をお願いいたします。

羽入田主任。

羽入田(農政課)

お世話になっております。農政課、羽入田です。

着座にて失礼いたします。

議案について、第171号議案なんですけれども、別議案とする必要がなかったものを分けてしまっておりました。申し訳ございません。一括で説明させていただきたいと思います。

まず、別冊資料1ページ目をご覧ください。

5-(1)-ア、農用地利用集積計画の決定の件、議案第169号になります。

合計のみ申し上げますので、27ページをご覧ください。

合計、一般、筆数171筆、貸付け98人、借入れ64人、面積30万6, 969.1平米。

経営移譲、筆数28筆、貸付け4人、借入れ4人、面積5万6,189. 3平米。

利用権の移転、筆数1筆、貸付け1人、借入れ1人、面積1,154平米。 所有権の移転、筆数5筆、貸付け5人、借入れ2人、面積1万3,159 F米。

第18条2項6号関係、筆数4筆、貸付け3人、借入れ3人、面積4,8 05平米。

農地中間管理権の設定(一括方式機構集積関係)、筆数269筆、貸付け

152人、借入れ1人、面積46万4,650平米。

農地中間管理権の設定(一括方式機構配分関係)、筆数253筆、貸付け 1人、借入れ61人、面積44万3,618平米。

合計、筆数731筆、貸付け264人、借入れ136人、面積129万5 44.4 平米。

当月の利用権設定のうち認定農業者への集積は、筆数314筆、面積57万553平米、集積率は75.42%です。

議案第169号は以上になります。

続きまして、資料28ページをご覧ください。

議案第171号です。

合計のみ申し上げます。

合計、筆数5筆、貸付け1人、借入れ1人、面積4,961平米。

上記利用権設定のうち認定農業者への集積は、集積率100%です。

議案第171号は以上となります。

表 ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見ありましたら、発言をお願いをいたします。

[質問、意見なし]

議 長 意見がないようです。

集約をいたします。

議案第169号及び171号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の皆様の挙手をお願いをいたします。

[全員挙手]

議 長 全員が賛成ということでありますので、本件は原案のとおり決定すること といたしました。

続きまして、議案第170号 農用地利用集積計画決定の件についてを上程をいたしますが、本件は委員に関係する案件になりますので、農業委員会法31条の規定によりまして、波多腰委員には退席をお願いいたします。

(波多腰農業委員 退席)

議 長 それでは、農政課から説明をお願いいたします。 羽入田主任。

羽入田(農政課) 続きまして、議案第170号です。

こちらも28ページになります。

合計のみ申し上げます。

合計、筆数1筆、貸付け1人、借入れ1人、面積2,943平米。

上記の利用権設定のうち認定農業者への集積は、集積率100%になります。

議案第170号は以上となります。

長 ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質疑、意見ありましたら、発言をお願いをいたします。

[質問、意見なし]

議 長 ご意見がないようですので、ただいまから集約いたします。

議案第170号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の皆様 の挙手をお願いをいたします。

[全員挙手]

議 長 ありがとうございます。

全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。 それでは、退席をしております波多腰委員の入室を許可をいたします。

(波多腰農業委員 入室)

議 長 続きまして、議案第172号 農用地利用集積計画の決定の件についてを 上程をいたしますが、本件も委員に関係する案件になりますので、31条 の規定によりまして、濵委員には退室をお願いをいたします。

(濵農業委員 退席)

議 **長** それでは、農政課から説明をお願いをいたします。 羽入田主任。

羽入田(農政課) 続きまして、別冊資料29ページをご覧ください。

議案第172号になります。

こちらも合計のみ申し上げます。

合計、筆数4筆、貸付け1人、借入れ1人、面積8,062平米。

上記利用権設定のうち認定農業者への集積は、集積率100%になります。

議案第172号は以上となります。

表 ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見ありましたら、発言をお願いをいたします。

[質問、意見なし]

議長ご意見がないようですので、ただいまから集約をいたします。

議案第172号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の皆様 の挙手をお願いをいたします。

[全員挙手]

議 長 ありがとうございます。

全員賛成ですので、本件は原案のとおり決定することといたします。 それでは、退室をしております演委員の入室を許可をいたします。

(濵農業委員 入室)

議 長 続きまして、議案173号 農用地利用集積計画の決定の件についてを上程いたしますが、本件も委員に関係する案件になりますので、農業委員会法第31条の規定によりまして、丸山茂実委員には退室をお願いをいたします。

(丸山(茂)農業委員 退席)

議 **長** それでは、農政課から説明をお願いいたします。 羽入田主任。

羽入田(農政課) 続きまして、議案第173号です。

合計のみ申し上げます。

合計、筆数7筆、貸付け1人、借入れ1人、面積8,009平米。 上記利用権設定のうち認定農業者への集積は、集積率100%です。 議案第173号は以上となります。

議 **長** ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見ありましたら、お 願いをいたします。

[質問、意見なし]

議 長 ご意見がないようですので、ただいまから集約をいたします。

議案第173号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の 皆様の挙手をお願いをいたします。

[全員挙手]

議 長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり決定することといたします。 それでは、退室をしております丸山茂実委員の入室を許可をいたします。

(丸山(茂)農業委員 入室)

議長

それでは、続きまして議案174号から179号 農地法第3条の規定による許可申請許可の件、6件についてを上程いたします。

それでは、事務局から一括説明をお願いをいたします。 保科主事。

保科主事

農業委員会事務局の保科です。3条について説明させていただきます。 それでは、着座にて失礼します。

議案第174号、笹部3丁目〇〇〇一〇、現況、台帳地目ともに畑、625平米を〇〇〇〇〇さんから〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 が農作業を通じた作業療法、デイケアを行うため、以前は貸借で耕作していましたが、今回地主との協議の結果、売買により所有権移転を行うものです。法人が農地を取得する場合は、農地所有適格化法人でなければなりませんが、規定の例外により、学校法人、医療法人、社会福祉法人等が業務の運営に必要な施設に利用する場合は取得可能となります。

続きまして、議案第175号、里山辺〇〇〇〇、現況、台帳地目、田、1,749平米を〇〇〇〇さんから〇〇〇〇〇さんへ農地保全のため、売買により所有権移転を行うものです。

続きまして、議案第176号、入山辺〇〇〇一〇、現況、台帳地目、畑、792平米外1筆、合計3,039平米を〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さん へ農業経営規模拡大のため、売買により所有権を移転するものです。

続きまして、議案第177号、浅間温泉1丁目〇〇〇一〇、現況、畑、地目、田、352平米を所有農地と一体利用するため、売買により〇〇〇 さんから〇〇〇〇さんへ所有権を移転するものです。自宅の裏にある農地で、ほかに通作路もないため、下限面積の例外が適用されます。

議案第178号、中川〇〇〇一〇、現況、地目、畑、1,169平米外2筆、合計2,523平米を農地保全のため、売買により〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへ所有権移転を行うものです。

続きまして、議案第179号、波田 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ - \bigcirc 、現況、樹園地、台帳地目、田、1, 439平米を農地保全のため、贈与により $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ さんから $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ さんへ所有権を移転するものです。

以上になります。よろしくお願いします。

議長

ただいま3条について説明があったわけでありますが、それぞれまた皆様 でご審議をいただきたいと思います。

議案第174号について、地元委員の意見をお願いをいたします。笹部でありますので、青木委員さん、お願いします。

青木農業委員

先ほどもご説明がありましたように、○○○○の関係ということで、この畑が○○○○の続きにありまして、申請理由のとおり、農作業を通じてということで書いてありますが、問題ないと考えます。

以上です。

議 長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願い いたします。

「質問、意見なし〕

議 長 ないようですので、集約いたします。

議案第174号について、原案のとおり許可することに賛成の委員の皆様 の挙手をお願いをいたします。

[全員挙手]

議 長 ありがとうございます。

全員賛成ですので、本件は原案のとおり許可することと決定をいたします。 続いて、175号でございますが、里山辺ですので、中川委員さん、お願 いします。

中川農業委員 先般、譲渡人の○○さんと譲受人の○○○○さんの代理人の○○さんという方とお話をさせていただきました。当該農地なんですが、実はもう長いこと○○○○さんが田んぼ、稲を作っておりまして、もともと本家と、それから新宅の間柄で、親族同士ということで、○○さんの農地を○○さんが実はもう長いこと耕作をされていました。○○さんも、もう78歳のご高齢ですし、そろそろ○○さん、あなたにあげるわ。あげるのもあれや

なりました。名義がいずれにしても、耕作上は何らか変わることなく、このままずっといい状態で続いていくと思われます。問題ない案件かと思い

から、ちょっと安く買っとくれやと、そういう話の中で売買ということに

ます。よろしくお願いします。

議 長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願い をいたします。

「質問、意見なし」

議 長 ないようです。

ただいまから集約いたします。

議案第175号について、原案のとおり許可することに賛成の委員の皆様 の挙手をお願いをいたします。

[全員挙手]

議 **長** 全員賛成ですので、本件は原案のとおり許可することと決定をいたします。

続きまして、176号、入山辺であります。百瀬委員さん、お願いいたします。

百瀬農業委員

土地の持主の前の○○さんが体調を崩しまして、一昨年からこの○○さん、購入される○○さんがここを手伝いながら作っていた案件ですので、○○さんも新規就農で、もう五、六年前からウドを専門に作っていますので、問題ないと思います。

以上です。

議長

ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

「質問、意見なし」

議長

ご意見がないようですので、ただいまから集約いたします。

議案第176号については、原案のとおり許可することに賛成の委員の皆様の挙手をお願いをいたします。

[全員挙手]

議長

全員賛成ですので、本件は原案のとおり許可することといたします。 続きまして、177号、浅間温泉であります。竹島委員さん、お願いしま す。

竹島農業委員

それでは、177号について現地確認しましたところ、面積狭いんですが、3分の1は野菜、それから3分の2は稲作を作っておいでになりました。それで、買う○○さんの田んぼの横があぜ道なんですが、あぜ道を境に○○さんの田んぼということで現地確認しまして、何ら問題ないと、このように判断しました。

議長

ありがとうございました。

ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長

ないようです。

集約をいたします。

議案第177号について、原案のとおり許可することに賛成の委員の皆様 の挙手をお願いをいたします。

[全員举手]

議 長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり許可することと決定をいたします。 続きまして、178号、中川でありますが、本日は金子委員が欠席でござ いますので、事務局からお願いいたします。

保科主事 金子委員のほうから伝言を預かっております。

現地と地主と○○さんと会い、問題ないというふうなことで回答をいただいております。

以上です。

議 長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願い いたします。

[質問、意見なし]

議 長 ないようです。

議案第178号について、原案のとおり許可することに賛成の委員の皆様 の挙手をお願いをいたします。

[全員挙手]

議 長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり決定することといたします。 続きまして、179号、波田であります。波多腰委員さん、お願いします。

波多腰農業委員 現地、これ、波田の〇〇〇〇〇〇の入り口のところが場所です。リンゴ園 としてきれいに耕作されておりましたので、いいと思います。

議 長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願い をいたします。

[質問、意見なし]

議 **長** ご意見がないようですので、集約をいたします。

議案第179号について、原案のとおり許可することに賛成の委員の皆様 の挙手をお願いをいたします。

「全員举手〕

議 長 ありがとうございます。

全員賛成ですので、本件は原案のとおり決定することといたします。

続きまして、議案第180号及び181号 農地法第4条の規定による許可申請承認の件、2件についてを上程をいたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。 大島主事。

大島主事 それでは、議案書 2 ページをお開きください。

農地法第4条許可について説明いたします。

それでは、議案第180号、入山辺〇〇〇一〇、現況地目、田、282 平米に申請地のお隣で〇〇〇〇〇を営む〇〇〇〇さんが駐車場、資材置場を新設する計画です。農地区分は第1種農地ではありますが、周辺のほかの土地では計画が実行できず、集落に接続しているため、許可相当と判断いたしました。

続きまして、議案第181号、波田〇〇〇一〇、現況地目、畑、420平米を申請地のお隣にお住まいの〇〇〇〇さんが農業用倉庫、住宅離れとして転用をする計画です。申請地は既に建物が建っておりまして、建築当時、農地法の手続が必要と認識しておらず、建ててしまったものとのことです。追認であることにつきましては、当時転用許可の手続がされていれば、転用基準を満たしており、また、てんまつ書等も添付されているため、やむを得ないものとして判断しています。農地区分は第1種農地ではありますが、周辺のほかの土地では計画が実行できず、集落に接続しているため、許可相当と判断いたしました。

以上2件について、一般基準等の各要件を満たしておりますので、よろし くお願いいたします。

議 長 初めに、議案180号について、地元委員の意見をお願いいたします。入 山辺でありますので、百瀬委員さん、お願いします。

百瀬農業委員 場所は、入山辺の○○○といいますか、○○○のほうの○○というところなんですけれども、前は、今、写真のところに載っていますけれども、前は違反転用といいますか、物置とかいろいろな資材やなんかを置いておられたんですけれども、ちょっと違反転用だから改善してくれないかという話をしまして、このように整地して、土もいれて持っております。周りは、手前が道路で、左側の下のほうも道路になっていますので、農地には問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議 長 現地調査をしていただきました委員にご意見をお願いいたします。 丸山委員さん、お願いします。

丸山(茂)農業委員 先日、岩垂委員と事務局のメンバーで現地を確認させてもらいました。 案件180の件ですが、先ほど説明あったとおり、集落の中の農地であって、他の農地への影響はないということで判断し、許可相当と判断しました。

以上です。

議 長 ありがとうございます。

ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長 ご意見がないようですので、ただいまから集約をいたします。

議案第180号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の皆様 の挙手をお願いをいたします。

[全員挙手]

議 長 ありがとうございます。

全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。 次に、議案第181号、波田でございます。波多腰委員さんのご意見をお 願いいたします。

波多腰農業委員 現地へ行ってまいりました。この写真の右側にも、昔だか、古い建物がありますが、きれいに使っており、この左側、裏側になるんですけれども、 隣地とも適度に離れており、周りには迷惑かけないと思って見てまいりました。

以上です。

議 長 現地調査をしていただきました丸山委員さん、お願いします。

丸山(茂)農業委員 写真のとおり、既に手前に倉庫、奥に離れが建っておりましたけれども、 集落に接続した土地で、問題ないと判断しました。 以上です。

議 **長** ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願い をいたします。

「質問、意見なし」

議 長 ご意見がないようです。

集約をいたします。

議案第181号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の皆様 の挙手をお願いをいたします。

[全員挙手]

議 長 ありがとうございます。

全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することといたします。

続きまして、議案第182号から185号 農地法第5条の規定による許可申請承認の件、4件についてを上程をいたします。

それでは、事務局から一括説明をお願いいたします。 大島主事。

大島主事

それでは、議案書3ページをご覧ください。

初めに、議案の訂正をお願いいたします。

訂正箇所は、議案第184号の今井の案件になります。その中の備考欄を ご覧ください。第1種農地と記載されておりますが、正しくは第2種農地 になります。申し訳ありませんが、訂正をお願いいたします。

それでは、議案説明に入ります。

初めに、議案第182号、新村〇〇〇一〇、登記地目、田、現況、畑、612平米外1筆、合計796平米に新村にお住まいの〇〇〇〇さんが専用住宅を新築する計画です。こちらのお写真見て分かるとおり、農地の中の左側のほうに既に建物建っておりますけれども、こちらは昭和56年に既に手続が済んでいる農業用資材置場兼車庫となっております。着工前までには取り壊し、そこに住宅を新築する予定です。農地区分は第3種農地であり、原則許可ですので、許可相当と判断いたしました。

続きまして、議案第183号、和田〇〇〇〇一〇、登記地目、田、現況、畑、114平米外1筆、合計213平米に寿豊丘にお住まいの〇〇〇〇さん、〇〇さんが農家分家住宅を新築する計画です。こちらも写真のとおりですが、農地の奥側になりますが、既に建物建っております。こちらも平成5年に既にお手続済みの農業用作業所となっております。着工前までに取り壊し、住宅を建築する計画です。農地区分は第1農地ではありますが、周辺のほかの土地では計画が実行できず、集落に接続しているため、許可相当と判断いたしました。

続きまして、議案第184号、今井〇〇〇一〇、現況地目、畑、332 平米に今井に会社のある〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が資材置場、駐車場を 新設する計画です。農地区分は第2種農地ではありますが、周辺のほかの 土地では計画が実行できないため、許可相当と判断いたしました。

続きまして、議案第185号、会田 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ ー \bigcirc 、現況地目、畑、818平米に会田に会社のある $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ が駐車場を新設する計画です。 農地区分は第1種農地ではありますが、周辺のほかの土地では計画が実行できず、また既存敷地の2分の1を超えない拡張であるため、許可相当と判断いたしました。

以上、これらの案件につきましては、一般基準等の各要件を満たしている と判断しています。

よろしくお願いいたします。

議長

柳澤農業委員 それでは、お願いいたします。

場所は、〇〇〇〇の〇〇〇の南側に位置しまして、住宅地の中になります。それで、この写真の左側に松の木が見えますが、こちらのほうに本宅がありまして、その屋敷続きの農地ということで、先ほど申し上げましたとおり、周りは住宅地に囲まれております。その中でございますので、周囲の農地に別にありませんし、問題ないかというように判断してまいりました。お願いします。

議 長 ありがとうございました。

現地確認をしていただきました丸山委員さん、お願いします。

丸山(茂)農業委員 ただいま説明がありましたとおり、3面住宅に囲まれた農地であって、 転用に問題ないと思っています。

以上です。

議 **長** ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願い をいたします。

[質問、意見なし]

議長ご意見がないようですので、ただいまから集約いたします。

議案第182号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の皆様 の挙手をお願いをいたします。

[全員挙手]

議 長 ありがとうございます。

全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。 続きましては183号でございますが、和田であります。長谷川委員さん、 お願いします。

長谷川農業委員 ○○○○○さんというのが○○○さんの娘さんで、農家分家ということで、 現地の南側は田んぼですけれども、北側は住宅で、行ってみれば分かると 思いますけれども、問題ないと思います。よろしくお願いします。

議 **長** 現地確認をしていただきました岩垂委員さん、お願いします。

岩垂農業委員 面積的にも問題のない部分だと思います。というように見てきました。 以上です。

議 長 ありがとうございます。

ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願い をいたします。

「質問、意見なし」

議 長 ご意見がないようですので、集約をいたします。

議案第183号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の皆様 の挙手をお願いをいたします。

「全員挙手〕

議 長 ありがとうございます。

全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。 続きまして、184号、今井であります。田中代理、お願いします。

田中農業委員 ○○○○○○北側、東側に位置する土地でありまして、○の○○○○○ の東、そのいつもの一角であります。今井地籍なんですが、ほとんど今井の方はいらっしゃらないところで、周りも既に農業地帯とは言えない場所であります。その一角。致し方ないと判断いたしました。

議 長 現地確認していただきました岩垂委員さん、お願いします。

岩垂農業委員 真ん中にトラックが写っていると思うんですけれども、建築用作業材料と言うんですか、ああいうのの置場になっております。右側がブドウ園なんですが、この辺とももう話がついているということで、ちょうど交差点の端になりますんで、問題はないというふうに見てきました。 以上です。

議 長 ありがとうございます。

ほかの委員の皆様で本件につきまして質問、意見ありましたら、発言をお 願いいたします。

「質問、意見なし」

議 長 ご意見がないようですので、集約をいたします。

議案第184号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の皆様 の挙手をお願いをいたします。

「全員挙手〕

議 長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。 続きまして、185号、会田でございますが、事務局で説明をお願いいた します。金子さんが欠席であります。

大島主事

そうすれば、簡単に説明いたします。

以上です。

議長

現地調査していただきました岩垂委員さん、お願いします。

岩垂農業委員

写真の左側に写っているのが〇〇〇〇さんの〇〇だそうです。そこから建物沿いに大型トラックを入れて、できるだけ止めたい考えだそうです。特に問題ないというふうに見てまいりました。

以上です。

議長

ありがとうございます。

ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願い をいたします。

「質問、意見なし」

議長

ご意見がないようですので、集約をいたします。

議案第185号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の皆様 の挙手をお願いをいたします。

「全員挙手〕

議長

全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。 続きまして、186号 相続税の納税猶予の適格者証明願承認の件、1件 についてを上程をいたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

保科主事。

保科主事

それでは、総会資料の4ページをご覧ください。

議案第186号、神田3丁目にお住まいの \bigcirc ○○○さんが神田 \bigcirc -○○○、面積が3, 513平米外3筆、合計5, 932平米について適格者の証明を受けるものです。

議 **長** 186号が神田でございますので、地元委員の青木委員さん、説明をお願いいたします。

青木農業委員 神田の○○○の○から少し来たところなんですけれども、あの周り一帯に 田んぼがずっとあるんですが、その中、○○さんの田んぼがあるんですが、 お勤めをされている、今も少しされているんですけれども、ずっと田植え 機、トラクター、コンバインと全部道具を一式そろえて、ずっと前からや っていますので、これからもされるということなんで、問題ないと思われ ます。

以上です。

議 **長** ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願い いたします。

[質問、意見なし]

議 長 ご意見がないようですので、ただいまから集約をいたします。 議案第186号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の皆様 の挙手をお願いをいたします。

「全員挙手]

議 長 ありがとうございます。

全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。 続きまして、議案第187号及び188号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件、2件についてを上程をいたします。

それでは、事務局から一括説明をお願いいたします。 保科主事。

保科主事議案第187号、元町1丁目にお住まいの○○○○○さんが元町○-○○-○、128平米外2筆、合計3筆、1,639平米について承認を受けるものです。

以上になります。よろしくお願いします。

議 長 それでは、議案第187号について、地元委員のご意見をお願いします。 元町でありますので、青木委員さん、お願いします。

青木農業委員 ○○○○沿い東側にある畑なんですが、○○○さん、前回見させてもらっ

たときには、夏野菜が少し残っていたりなんかしたんですが、今回行きましたら、全面的にきれいにわらを切って敷きわら、きれいに耕作をして、畑をきれいにしておりましたので、問題ないと思います。よろしくお願いします。

議 長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見等ありましたら、発言をお願 いをいたします。

[質問、意見なし]

議 長 ご意見がないようですので、集約をいたします。

議案第187号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の皆様 の挙手をお願いをいたします。

「全員挙手〕

議 長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。 続きまして、188号、岡田伊深でございます。中條委員さん、お願いし ます。

中條農業委員 1月26日に現地確認してきました。伊深の〇〇〇は三角の小さい畑で、 自家用の野菜を耕作していました。

それから、○○○、○○○一○は田んぼということで、田んぼで耕作をしております。

それから、○○○、○○○は貸付けなんですが、道1つ隔てて○○○と○ ○○がありまして、ここは傾斜地で、多分野菜を、セロリを作ると思うん ですが、きれいにトラクターで耕作されていましたんで、問題ないと思い ます。

議 長 ありがとうございます。

ほかの委員の皆様で本件について質問、意見等ありましたら、発言をお願いをいたします。

[質問、意見なし]

議 長 ご意見がないようですので、集約をいたします。

議案第188号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の皆様 の挙手をお願いをいたします。

[全員挙手]

議 **長** 全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。

続きまして、農地に関する事項の報告事項に入ります。 事務局から報告事項アからキついて一括説明をお願いいたします。 保科主事。

保科主事

それでは、報告事項のアからキについて説明いたします。

これらにつきましては、書類等完備しておりましたので、事務局長の専決 により処理いたしました。

それでは、6ページをお願いします。非農地証明交付状況の件、1件、7ページから9ページ、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件、19件、10ページ、認定電気事業者の行う中継施設等の設置に伴う届出の件、2件、11ページから13ページ、農地法第3条の3第1項の規定による届出の件、29件、14ページ、農地法第4条の規定による届出の件、2件、15ページ、16ページ、農地法第5条の規定による届出の件、15件、17ページ、農地法第4条の規定による農業用施設届出の件、1件。

以上になります。よろしくお願いします。

議長

ただいまの報告につきまして委員の皆様から質問、意見ありましたら、発 言をお願いをいたします。

「質問、意見なし〕

議長

ご意見がないようですので、これらの報告事項につきましては、事務局の 説明のとおりでありますので、ご承知おきをいただきたいと思います。

農地に関する事項の議事が終了いたしましたので、ここで暫時休憩といた します。

ちょっと短いんですが、25分までの休憩といたします。お願いします。

(休 憩)

議長

議事を再開いたします。

休憩前に引き続きまして、その他農業委員会業務に関する事項から入ります。

初めに、令和2年農地賃貸借料に関する情報提供について、議案第189 号を議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

大島主事。

大島主事

それでは、総会資料18、19ページをご覧ください。

議案第189号 令和2年農地賃貸借料に関する情報提供についてご説明 いたします。

こちらにつきましては、毎年この時期に総会で決定をいただきまして、賃

貸借料の情報を農家の皆さんに提供しているものになります。

1番の要旨にもありますとおり、情報の提供については、農地法第52条と農業委員会等に関する法律第6条に規定がございます。これらに基づきまして、昨年1年間に賃貸借されました農地の情報を整理し、まとめたものを提供してまいります。

情報提供の方法ですが、3番にありますとおり、ホームページに掲載する とともに、窓口にて希望する農家の皆さんに配付をしていくものになりま す。

提供する情報は19ページになります。

こちらにつきましては、昨年1月から12月までの1年間で設定された利用権のうち、賃貸借された筆を対象として、10アール当たりの賃貸借料を取りまとめたものです。田んぼ、畑、樹園地について、それぞれ算出しております。

地区につきましては、旧松本市、四賀、梓川、波田地区ということで提供してまいります。安曇、奈川の農地と四賀の樹園地につきましては、母集団が少ないため、提供できるものはなしとなっております。それぞれ平均額、最高額、最低額、データ件数を記載しています。

賃貸借料の情報提供についての説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま事務局から説明がありましたが、これに対しまして委員の皆様からご意見や質問がありましたら、お願いをいたします。

「質問、意見なし」

議 **長** 意見がないようですので、採決を行います。

議案第189号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の皆様 の挙手をお願いをいたします。

[全員挙手]

議 長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり決定することといたします。 次に、協議事項に移ります。

> 令和2年度利用意向調査結果に基づく対応についてを議題といたします。 事務局から説明をお願いいたします。

中野主查。

中野主査 では、協議事項、令和2年度利用意向調査結果に基づく対応について、協議のほどをお願いいたします。

着座にて失礼いたします。

要旨といたしまして、本年度実施した農地法第30条第1項の規定に基づ く利用状況調査後、新たに発生した再生利用が可能な荒廃農地A分類及び 2号遊休農地の所有者または耕作者に対し実施した同法第32条第1項に 基づく利用意向調査の結果について報告し、今後の対応について協議する ものです。

2、経過といたしまして、昨年の7月から8月に市内21地区で全てにおきまして利用状況調査の実施を行いました。

利用状況調査の結果を受けまして、昨年の11月6日に回答期限12月2 8日を設定いたしまして、利用意向調査の実施を行いました。

今年の1月8日、未回答の対象者に対しまして、再度通知のほうを発送いたしました。

利用意向調査結果につきましては、1月20日時点のものを集計させていただきまして、委員の皆様に配付してございます。

3、利用意向調査の結果、こちらは暫定値で、1月20日時点での暫定値となります。

調査対象といたしましては、54件、88筆、8.5ヘクタールになります。

回答状況といたしまして、38件、70筆、7.1へクタールからの回答をいただいております。筆数で見た回答率は79.5%となっております。

実際に回答内容につきましては、農地中間管理事業の利用、自ら管理・耕作、こちらが7割を占めております。

詳細につきましては、総会資料22ページ、こちらに各地区の調査結果を 記載してございますので、こちらもまた確認をしておいてください。

実際に4、農地法に基づく今後の対応といたしまして、(1)農地中間管理事業を利用する旨の意思表明があったもの、こちらにつきましては、来月、2月の上旬ぐらいに農地中間管理機構にその旨を通知いたします。

自ら所有権の移転または貸借権の設定を行う旨の意思表明があったものに つきましては、今年の8月に農地台帳により、権利の設定または移転の状 況を事務局のほうで行います。

(3) 自ら耕作をする旨の意思表明があったもの、こちらは今年の6月から7月ごろに実施する令和3年度利用状況調査の際に現地確認を委員さん方のほうにお願いするようになります。

今年度の利用状況調査につきましては、委員さんの任期もございますので、通常の年ですと7月から8月に利用状況調査を行いますけれども、今年の農地パトロールに関しましては、1か月早めた6月から7月に農地パトロールのほうを行いますので、お忘れないようにお願いいたします。

こちら、農地パトロールにつきましては、その時期が来ましたら、またご 説明いたします。

(4) 農業上の利用を行う意思がないとき、こちらは利用意向調査に関しまして、その他の部類が入ってまいりますけれども、意思がないまたは利用意向調査を行った日から起算して6か月を経過した日においても意思の表明がない、こちらの筆につきましては、農地中間管理機構と協議すべき旨を勧告いたします。

こちらですけれども、自ら権利設定をするまたは自ら耕作・管理を行うと

表明をした方たちにつきましても、その日から起算して6か月を経過した日において、表明した意向どおりに農地が管理されていない、農地を利用していないという場合につきましては、同様に農地中間管理機構と協議すべき旨を勧告いたします。

実際に勧告いたしますと、どうなるのかということなんですけれども、勧告をした筆につきましては、固定資産税のほうが約1.8倍ぐらいに次の年度から上がるような感じになります。

実際にこちらの勧告対象となる筆なんですけれども、こちらの内容が農業振興地域内の機構の借受け基準に適合する農地が前提となっております。今回の54件、88筆のこちらの農地に関しまして、昨年の12月に新規のA分類及び2号遊休農地はこの農地ですということで、機構のほうには12月に提出しているんですけれども、機構からの報告といたしましては、基準に適合する農地は残念ながら1筆もないということで、現段階では報告を受けております。

5、遊休農地解消に向けた取組(案)。

農業委員会は、利用意向調査の結果、表明された所有者等の利用の意向や、 地域の営農計画を勘案しつつ、必要なあっせんその他農地の利用関係の調整を行うこととされております。こちら、農地法のほうに記載がございます。

今後、遊休農地の解消につなげられるよう、各地区で可能な取組を、今現在も委員さんのほうで頑張ってやっていただいておりますけれども、引き続き取組のほうをお願いいたします。

(1)調査結果に係る情報提供、こちらですけれども、令和2年度の利用 意向調査・回答状況一覧ということで、別冊A4横のもので、1月20日 現在ということで、こちら、1筆ごと記載させていただいたものとなって おります。

こちらの表の中の中段から若干左側のところに回答日、回答意向という列がございます。こちらのほう、当然回答があれば、回答日、あとその意向内容が記載されておりますし、空白のところは、今現在、回答をいただいていない筆、回答のない方となります。

農業委員さんのほうで、もしこちらの方々、顔見知りの方等がおられましたら、一声かけていただいて、農業委員会事務局のほうから意向調査来ていないかい。もし出してなければ、事務局のほうに出してほしいという旨を伝えていただければ幸いです。

こちらのナンバー36番、梓川梓○○○○番地につきましては、こちらの 集計結果をした後に回答をいただいております。回答日といたしましては、 令和3年1月25日、回答意向といたしましては、③自ら耕作ということ で、こちら、回答をいただいております。

また総会資料のほうに戻っていただきまして、5の(2)現場活動の例といたしまして、地区農業再生協議会と情報共有と連携を行っていく。地域の担い手への対象農地に関する借入れ意向の確認。ウといたしまして、集落、地域の話合いの場での積極的な話題提供と情報収集。こちら、ア、イ、

ウともに、昨年から行われております人・農地プランの関係も入ってくるかと思いますけれども、地区のこういう人・農地プランや人が集まる協議会等の中で、農業委員として農地の意向の確認やマッチング等、できる限りご協力をしていただきながら、活動をしていただきたいと思っております。

(3) 参考資料といたしまして、別冊に、こちらですけれども、令和3年度の補助事業の情報を、資料として提示しております。

別冊2、1枚めくっていただきました1ページ、こちらが松本市の農政課のほうで行っている遊休荒廃農地対策事業の概要ということで記載させていただいてございます。こちらは毎年、農政課のほうでその予算をしっかり取って対応しておりますけれども、ここ数年、ちょっと実績件数が少なくなってきているみたいですので、当然件数が少なくなってまいりますと、この遊休農地を再生するこちらの対策費のほう、市のほうから少し減らさなければならないという傾向につながってまいりますので、もし担当地区内でこちらの事業に該当しそうな農地があれば、積極的にこちらのものを使用していただきまして、こちらの事業費を活用しながら、農地の再生をしていただければと思いますので、該当する農地があれば、農業委員会事務局でも結構ですし、農政課のほうにぜひ相談をいただいて進めていただきたいと思います。

こちら、あと2ページ以降につきましては、農林水産省、国のほうの補助 事業となっております。こちらについても松本市のほうに窓口それぞれご ざいますので、該当する事業がございましたら、また一度声をかけていた だき、この補助事業等の活用をお願いできればと思います。

以上で令和2年度以降調査結果に基づく対応についての協議の説明を終わります。協議のほどお願いいたします。

議 長 ただいま事務局から説明がありましたが、これより質疑を行います。 委員の皆様から質問、意見ありましたら、挙手をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 **長** ないようですので、本件についてご承認いただける皆様は挙手をお願いを いたします。この件に対しまして……

[全員挙手]

議 長 全員賛成ですので、本件は了承されました。

委員の皆様には、調査結果に基づきまして、担い手と利用関係の調整や遊休農地の解消指導に努めていただくようお願いをいたします。

次に、報告事項ア、旅行積立金の清算についてを議題といたします。 事務局の説明お願いします。

髙橋主査。

髙橋主査

それでは、23ページをご覧ください。

旅行積立金の清算について報告いたします。

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、農業委員及び推進委員の視察旅行等のために毎月の報酬から積み立てている旅行積立金について、役員会で検討し、清算することになりましたので、報告するものです。

積立金額ですが、委員の皆さんには毎月1万円ずつ積み立てていただいて おりました。

次に、積立金の現在の残高になります。現在、1, 233万3. 624円があります。

4番、今後の方針ですが、まず今期の任期満了海外視察旅行の開催は困難であると判断し、1月までの積立金を精算し、それぞれに返金いたします。 返金口座は委員報酬振込口座とし、2月10日に振り込みます。

そして、お別れ会親睦旅行、これは7月開催を予定しておりますが、こちらに充てるため、毎月1万円の積立ては5月の報酬分まで継続するものとします。

以上になります。

議長

ただいま積立金の清算についてを今、主査のほうで説明していただきましたが、発言のある委員の皆様は挙手をお願いいたします。

通年、今頃お別れ旅行というふうなことでやったわけでありますが、こういう状況でございますので、今年は困難だということでありまして、ならば早い時期に皆様にお返しをしたほうがいいじゃないかということで役員会で決定をしたわけでありますが、こういう形でどうですかね。ご理解いただけますか。

「質問、意見なし〕

議長

ご意見がないようですので、本件につきましては、ただいまの説明のとおりといたしますので、ご承知おきをいただきたいと思います。

次に、報告事項イ、主要会務報告並びに当面の予定についてを議題といた します。

事務局の説明をお願いいたします。

板花補佐。

板花局長補佐

総会資料24ページ、25ページになります。

24ページ、主要会務報告でございます。この1月の内容でございますが、記載のとおりでございます。

本日につきましては、残念ながら研修会、新年会中止となりました。研修会につきましては、情報・研修委員会のほうでご準備をいただいたわけでございますけれども、講師との調整等含めましてご尽力いただいたんですが、こちらにつきましては、令和3年度、またご議論いただいて、やると

いう方向になりましたら、またやっていただくということでお願いしたいと思います。

25ページ、当面の予定ということで、2月の予定になりますが、やはりいろいろなイベント、予定が中止になってきておりまして、先ほど会長から触れていただいたとおり、2月19日につきましても、松塩筑安曇農業委員会協議会の研修会、中止ということになりました。

この席で表彰を予定していました2団体、1個人ということで、農業サポート岡田組合、島立農作業受託者組合、それから梓川の〇〇〇氏につきましては、また2月の総会の席で表彰することに先ほど決めていただきましたので、よろしくお願いいたします。

2月19日でございますが、農地転用現地調査ということでございますが、 2月19日にここに記載してございませんが、同じ時間に人・農地プラン 検討会ということで、田中代理と窪田委員長がそちらの会議に出なければ いけないということになりましたので、2月19日の農地転用現地調査、 先ほど急遽調整しまして、栁澤委員に窪田委員の代わりをお願いしたいと いうことでございます。また、塩原委員につきましては、本日欠席されて おりますので、また事務局のほうで調整をさせていただきます。

それから、2月26日ですが、2月の総会につきましては、音楽文化ホールを予定してございます。ちょっと初めての会場で、なかなか2月は確定申告があって、庁内の会議室使えなくて、ただ、今年はコロナ禍ということで、確定申告会場も勤労者福祉センターになったんですが、大会議室は引き続きコールセンターが入ったりして使えないし、この会場も議会で使えないというようなことで、調整つかずに、音楽文化ホールとなっておりますので、初めての会場ですが、またお間違えのないようにお願いしたいと思います。

以上です。

議 長 以上で報告事項は終了いたしました。

続きまして、その他の項目に入ります。

最初に、松本農業支援センターからでありますが、本日、小川補佐が欠席 であります。事務局から説明をお願いいたします。

板花補佐。

板花局長補佐

小川補佐のほうから松本農業農村支援センターの配付資料を預かりまして、 本日お席のほうに配付させていただいております。

鳥インフルエンザの関係は、富山県とか千葉県でも発生しているということで、本当に気を引き締めていかなければいけないということでございます。

また、家族経営協定を結びましょうというような内容で説明がありますので、この協定の優位性等を理解していただきまして、委員の皆様方、推進に努めていただければと思います。

あとはご覧いただければと思います。

以上でございます。

議長

続きまして、事務局からの連絡事項をお願いいたします。 板花補佐。

板花局長補佐

2点ほどお願いします。

総会の服装の関係でございます。

委員さんの中から、総会の服装を統一したほうがいいのではというような 声が実はありました。ネクタイをしている委員としていない委員が混在し ていて、最低限のルールは必要ではないかというご意見でございました。

市役所内では、昨年10月11日で夏季軽装期間は終了しましたけれども、 その後、庁内の方針では、ノーネクタイによる執務も可とされております。 このことを受けて、1月18日の役員会で農業委員会を話し合っていただ きました。

結論としましては、節度ある服装で総会に臨むのは当然のことであります。 ただし、ネクタイの着用までは強制するのはどうかということでございま した。

最低限、上着、ジャケットを着用し、ジャンパーというようなのは論外ということになりますが、上着、ジャケットは着用して、さらに身分を証明する農業委員なり推進委員さんなりの徽章を、バッジをつけるということでお願いしたいということで、役員会の中ではそういう方針になりましたので、委員さんの中で服装を統一したほうがいいという声は上がったわけでございますが、そういうことでなりましたので、そんなことでいかがかと考えております。

あと、ブロック活動の報告ということで、ブロック長の4人の皆様には、令和2年度中に行いましたブロック活動について、実績報告をお願いしたいということで、報告は3月の定例総会の日までということでございますが、お願いをしてございます。こちらにつきましては、ブロック担当職員がいますので、その職員と連絡を取り合っていただきながら、作成いただければと思います。

あと、3年度のブロック活動の方向性でございますが、任期半ばで新たな 委員というか、バトンタッチするようなことになりますので、活動を実施 するか否かは、各ブロックの判断にお任せしたいと考えております。

現時点で新たな委員への引継ぎも含めて、ブロック活動の実施予定がありましたら、計画書を提出していただきたいということでございます。

以上、お願いでございます。

議長

今、板花補佐のほうから総会の服装についてということで、先般役員会でそういった方向性が出たわけでございますが、これに対しまして、今、皆さんからご意見なりありましたら、お出しいただきたいと思いますが、どうですかね。

それぞれ委員の皆様、地区からご推薦いただいて、この場もやはり気持ち

を引き締めるというような意味で、クールビズ以外はネクタイをというようなことでお願いしてきたわけでありますが、今度、臥雲市長になりまして、ノーネクタイで、改まった会議のときもノーネクタイで来るもんですから、市長がそういう姿勢で来るのにというような思いもあるわけでありまして、板花補佐の言われたような形の中でというようなことで、この役員会の方向が出たわけでございますが、皆さん何かご意見がありましたら。

[質問、意見なし]

議長

強制というわけにもなかなかですね、どうしてもネクタイをというようなことも言えないわけでありますが、そうは言っても、節度を持って、こういう形の中で選ばれてきた皆さんでありますのでというような思いを私自身はもつわけでありますが、強制はできないということで、そんなような方向でお願いをすると。農業委員会のバッジもつけてもらわなきゃいけないわけでありますしね。

余談ですが、何かこの頃は、テレビを見ていますと、市長もしっかりネクタイ締めて映っていますが、こんなところもあれですが、私ども委員といたしましては、皆さんの良識にお任せいしますのでということでいいわけだね、補佐。

そういうことで了解をいただきたいと思いますが、よろしくお願いいたします。

その他。

板花補佐。

板花局長補佐

それでは、いつものお願いでございますが、農地法の申請関係の原本書類は机の上にそのまま置いて帰っていただきたいと思いますし、駐車券の処理等もありましたら、またお申し出いただければと思います。

議 長 その他でございますが、全体を通して委員の皆様から何かありましたら、 発言をお願いをいたします。

[質問、意見なし]

議長

以上で本日の案件は全て終了いたしました。

円滑な議事進行にご協力いただきまして、ありがとうございます。

これで議長を退任をさせていただきます。どうもありがとうございました。

15 閉 会

以上この議事録が正確であることを証します。

松本市農業委員会

農業委員会会長	Ē	
議事録署名人	16番	
議事録署名人	17番	